式の取得である場合において、当該銀行持株会社等又は当該他の銀行持株会社等が全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供している銀行等（法第二条第五項に規定する銀行等をいう。以下この条及び第七十四条の五において同じ。）以外の銀行等を子会社等（法第二条第五項に規定する子会社等をいう。）としていない場合における当該組織再編成等の当事者である農水産業協同組合とする。

（令第三十条の二十四第二号の主務省令で定める措置）

第七十条　令第三十条の二十四第二号に規定する主務省令で定める措置は、同条に規定する申請金融機関等の利用者に対する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供とする。

（組織再編成等実施計画の公表）

第七十一条　金融庁長官及び農林水産大臣は、内閣総理大臣及び農林水産大臣が法第三十四条の十第三項の認定をしたときは、同条第五項の規定により、当該認定に係る組織再編成等実施計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該組織再編成等実施計画の内容並びに当該組織再編成等実施計画に添付された第六十三条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十四条の十一第一項の規定による組織再編成等実施計画の変更）

第七十二条　［略］

2　農水産業協同組合が法第三十四条の十一第一項の規定により組織再編成等実施計画の変更をしようとするときは、当該変更に係る組織再編成等実施計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、当該組織再編成等実施計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一　組織再編成等実施計画の変更の理由書

二　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容に限る。）の変更に係る組織再編成等実施計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ　当該変更に係る組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

ロ　当該変更に係る組織再編成等実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更に係る組織再編成等実施計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四　法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　当該変更に係る組織再編成等実施計画に記載された法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五　［略］

会社等が、金融庁長官が金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条の規定に基づき指定した者である場合における当該組織再編成等の当事者である農水産業協同組合とする。

（令第三十条の六第二号の主務省令で定める措置）

第七十条　令第三十条の六第二号に規定する主務省令で定める措置は、同条に規定する申請金融機関等（農水産業協同組合に限る。）の利用者に対する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供とする。

（実施計画の公表）

第七十一条　金融庁長官及び農林水産大臣は、内閣総理大臣及び農林水産大臣が法第三十四条の十第三項の認定をしたときは、同条第五項の規定により、当該認定に係る実施計画を提出した農水産業協同組合の名称、当該実施計画の内容並びに当該実施計画に添付された第六十三条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十四条の十一第一項の規定による実施計画の変更）

第七十二条　［同上］

2　農水産業協同組合が法第三十四条の十一第一項の規定により実施計画を変更しようとするときは、当該変更に係る実施計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、当該実施計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一　実施計画の変更の理由書

二　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容に限る。）の変更に係る実施計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ　当該変更に係る実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

ロ　当該変更に係る実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該変更に係る実施計画に記載された法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五　［同上］